

新型コロナウイルス感染症防止のための保育所等における対応について

豊橋市内の保育所や認定こども園（以下、「保育所等」）で、新型コロナウイルス感染が確認された場合などは、下記の対応となります。

保育所等で感染が発生した場合等の臨時休園について

- ・新型コロナウイルスの感染が判明した園児や職員（以下、「園児等」）が、登園・出勤していた場合は、その保育所等は臨時休園とします。
- ・臨時休園の期間は、感染者が判明次第休園とし、まず園の消毒を行うとともに、保健所と協議して休園期間を決定します。
- ・感染を拡大させないため、感染したお子様については治癒するまでの間は、登園を控えていただくとともに、一時預かり事業、休日保育事業、病児保育事業等の利用を控えてください。
- ・保育所等で感染が発生していなくても、豊橋市内での感染拡大状況等によっては、臨時休園を実施する場合があります。

園児等が濃厚接触者に特定された場合の登園自粛について

- ・園児等が、感染者の濃厚接触者として特定された場合は、登園・出勤を避けることとなります。
- ・感染者についての保健所の調査により、お子様が濃厚接触者に特定された場合は、登園を控えてください。
- ・登園を控えて頂く期間は、お子様が感染者と最後に接触した日から 14 日間です。

- 登園にあたっての感染防止対策のお願い
 - ・ ご家庭でも、しっかりと手洗いやうがいを行ってください。
 - ・ 登園前に、ご家庭でお子様の体温を計って、体調管理をしてください。
 - ・ 発熱やせきなどの症状があるときは、かかりつけ医にご相談ください。
 - ・ 園のお友達が安心、安全に過ごせるよう、お子様の健康状態や、受診・検査の状況など、園にもお伝えくださるようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや差別、偏見の防止のお願い
新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があり、感染した人が悪いということではありません。感染した人やその家族、関係者を責めるのではなく、励まし、温かく迎えることが大切です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。